

教えて!!

# 市民税・県民税(住民税)の主な改正内容

# TAX

家計の暮らしと民間需要を下支えするため、住宅ローン控除の特例の延長などが行われ、令和3年分以後の所得税や令和4年度以後の市民税・県民税に適用されます。

◎問い合わせ 市民税課 ☎23-2123

## 住宅ローン控除の特例の延長

住宅の取得などで次の2つの条件を満たす場合、住宅ローン控除の控除期間が、3年間延長される特例が適用されます。



- ・令和4年末までに入居
- ・※特別特定取得に該当

従来制度では床面積50平方メートル以上が要件でしたが、本特例により、下限が40平方メートルに引き下げられます。なお、40平方メートル以上50平方メートル未満については、合計所得金額が1千万円以下の人に適用されます。  
※印の特別特定取得とは、消費税10割の住宅の取得などで、次の期間にその契約が締結されているものをいいます

### 【居住用家屋の新築】

令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

【居住用家屋で建築後使用されたことのないもの(建売住宅など)や、既存住宅(中古住宅など)の取得または、居住用家屋の増改築など】

令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

## 退職所得課税の適正化

原則、課税対象になる退職金の金額は「(収入金額-退職所得控除額)×2分の1」の計算式で算出されますが、今回の改正により、勤続5年以下の法人役員などに加えて一般社員についても、2分の1課税適用の除外対象となります。



ただし、一般社員については雇用の流動性などを考慮し、退職所得控除額を除いた支払額300万円までは、引き続き2分の1課税が適用されます。

## セルフメディケーション税制の適用期限見直し

セルフメディケー

ション税制とは、健康維持や疾病の予防の取り組みを行っている人で、本人または生計を一にする家族などが服用する日



的で特定一般用医薬品を購入した場合、年間1万2千円を超えて支払った費用について、1万2千円を超える額(上限8万8千円)を所得控除できる特例です。  
当初、本特例は令和3年12月まで適用される予定でしたが、今回の見直しにより、適用期限が5年間延長されます。

## 子育て支援に関する非課税措置

子育てに関するサービスや施設を利用した場合、自治体などから一定の助成を受けることがありますが、これまで、この助成は課税対象でしたが、今回の改正により、ベビーシッターや認可外保育施設、一時預かり、病児保育などの利用料に対する助成などについて、子育て支援の観点から非課税となります。



※詳しい改正内容は、総務省ホームページを確か確認ください

